

公示価格、基準地価格についての情報は、国土交通省、東京都財務局のホームページでもご覧になれます。

公示価格

国土交通省ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/>

☎5253-8379

(国土交通省不動産・建設経済局地価調査課地価公示室)

基準地価格

東京都財務局ホームページ

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/>

☎5388-2736

(東京都財務局財産運用部管理課地価調査担当)

土地を売買するときの届け出義務等

都市計画課管理係……………☎3578-2206～9
FAX3578-2239

(1)国土利用計画法に基づき、一定面積(2000平方メートル)以上の土地についての売買等の取り引き(取り引きの予約も含む)をする場合は、契約を結んだ日から2週間以内に区を經由して都知事に届け出なければなりません。

※個々の取り引き面積は小さくても、合計すると2000平方メートル以上となるような一団の土地取り引きは、取り引き時期が異なっても個々の取り引きそれぞれについて届け出が必要です。

(2)公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、面積が5000平方メートル以上の土地や都市計画決定された道路・公園等を含む200平方メートル以上の土地を譲渡しようとする場合は、その3週間前までに区長に届け出なければなりません。また、区内で100平方メートル以上の土地を所有する人は、地方公共団体等による当該土地の買い取りの希望を区長に申し出ることができます。

不動産業者について調べたいとき

東京都都市整備局住宅政策推進部不動産業課

……………☎5320-5072

宅地建物取引業の免許を受けている業者で、都内に主たる事務所の所在する業者の名簿が閲覧できます。

閲覧場所

都庁第二庁舎3階北側

閲覧時間

事前予約性

月～金曜 午前9時～午後4時

手数料

1業者につき300円

不動産取引についての相談も行っております。詳細については、住宅政策本部ホームページをご覧ください。

<https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp>

住宅関連各種支援

エレベーター 安全装置等設置助成事業

建築課建築設備担当……………☎3578-2300・1
FAX3578-2304

区内にある、次のいずれかに該当する建築物に設置されているエレベーターに、新たに安全装置等を設置するための改修工事費用の一部を助成します。

対象建築物

- (1)住宅部分の床面積が建物全体の床面積の3分の2を超える共同住宅
- (2)地上3階以上かつ延べ面積1000平方メートル以上で、バリアフリー法に規定する事務所、飲食店、病院等の特定建築物(ただし、申請者が法人の場合は中小企業者に限る)

助成対象安全装置等

戸開走行保護装置(必須)
地震時管制運転装置
耐震対策

分譲マンション等支援事業

住宅課住宅支援係……………☎3578-2223・4
FAX3578-2239

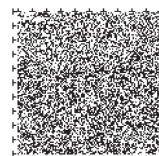
区内にある、マンションの適正な管理、計画的な修繕を促進するために、管理組合等に対して、管理アドバイザーの無料派遣や劣化診断に要する費用の一部を助成します。

また、老朽化したマンションの建て替えや改修を円滑に進めるために、管理組合等に対して、コンサルタント等の無料派遣や建て替え計画案等の作成に要した費用の一部を助成します。

がけ・擁壁改修工事等支援事業

建築課構造係……………☎3578-2295～7
FAX3578-2304

区内の個人またはマンション等管理組合、中小企業、宗教法人等が所有する敷地内のがけまたは擁壁について、擁壁の新設工事または築造替え工事をする場合、工事費用の一部を助成します。また、がけ等の所有者に対して、アドバイザーを無料で派遣します。



ブロック塀除却・設置工事等支援事業

建築課耐震化推進担当……………☎3578-2844-5
FAX3578-2304

道路沿いに設けられた安全性が確認できない既存ブロック塀等除却・設置に要する費用の一部を助成します。また、所有者の求めに応じてアドバイザーを無料で派遣します。

分譲マンション共用部分リフォーム 融資の債務保証料助成事業

住宅課住宅支援係……………☎3578-2223-4
FAX3578-2239

区内にある分譲マンション共用部分の修繕工事を行うために、必要な資金を住宅金融支援機構から借り入れる際、(公財)マンション管理センターに債務保証委託をした場合、委託に要した保証料の一部を助成します。

住宅金融支援機構の融資

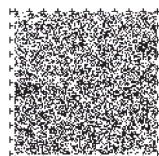
住宅金融支援機構お客様コールセンター
……………☎0120-0860-35

フラット35(民間住宅金融機関との提携による長期固定金利住宅ローン)、財形住宅融資、マンション共用部分リフォーム融資、まちづくり融資、賃貸住宅融資等があります。申し込み・受付方法については、住宅金融支援機構ホームページをご覧ください。
<http://www.jhf.go.jp/>

住まい



住宅関連各種支援／生活環境・道路等



生活環境・道路等

道路について

▶道路に関する窓口

次のようなことでお困りのときは、下記までご連絡ください。(1)道路が陥没したり、雨水があふれ冠水したとき(2)ガードレール・反射鏡等が破損したとき(3)街路灯が故障したとき(4)道路上に犬猫の死がいがあるとき

①区道…各総合支所まちづくり課土木担当
☎P.24・25参照

②都道…東京都第一建設事務所港工区
☎3452-1464

※夜間および土・日曜・祝日等で緊急の場合
都道管理連絡室 ☎3343-4061

③国道…国土交通省
東京国道事務所品川出張所(1号線・15号線・357号線)
☎3799-6315
東京国道事務所代々木出張所(246号線)
☎3374-9451

▶道路を使うとき

区道…各総合支所まちづくり課まちづくり係
☎P.24・25参照

国道…前述③

④都道…東京都第一建設事務所管理課占用担当
道路について ☎3542-1474

突き出し看板・日よけ・工事用足場・仮囲い等で道路を使用するときは、上記申請先の道路占用許可と管轄の警察署の道路使用許可を受けてください。

▶道路の幅員・境界について

土木管理課土木管理係 ☎3578-2251～3

土木管理課境界確定担当 ☎3578-2258

国道…前述③

都道…東京都第一建設事務所管理課道路台帳担当
☎3542-1473

公道に隣接する土地の売買、建築等に際して道路幅や境界を確認する必要がある場合は、上記までお問い合わせください。

▶地籍調査について

土木管理課地籍調査担当 ☎3578-2255

区で実施している地籍調査については、上記までお問い合わせください。

▶道路の一部を工事したいとき

各総合支所まちづくり課土木担当

☎P.24・25参照

都・国道…前述③、④

車庫の出入り口をつくるため等の歩道の切り下げや、ガードレール等の撤去については、承認を受けてから、自費で工事することになります。自費工事申請書を提出してください。

▶ 道路に接する建築工事を行うとき

各総合支所まちづくり課土木担当 ☎P.26・27参照
都・国道…前述③、④

建築工事等により、道路を損傷するおそれがあるので、沿道掘削承認願を提出してください。

▶ 道路の位置指定・廃止

開発指導課開発指導係 ☎3578-2226～8

建築物を建築するため、私道を新設したり、廃止または変更するときは、区の指定を受ける必要があります。

屋外広告物について

各総合支所まちづくり課まちづくり係…☎P.24・25参照

屋外に広告物を出すときは、許可が必要です。また、広告物が道路上に突き出した場合は、さらに道路占用許可が必要となります。

緑化について

各総合支所まちづくり課まちづくり係…☎P.24・25参照

▶ 保護樹木・樹林の指定

民間が所有している樹木・樹林で区の基準に該当するものを、所有者の申請に基づき調査の上、保護樹木・保護樹林として指定し、維持管理に要する費用の一部を補助します。

また、指定した樹木の事故により第三者に損害を与えたとき(自然災害は除く)、樹木の所有者または管理者の負担を軽減するために、区が樹木損害賠償責任保険に加入しています。

保護樹木等の主な指定基準

- (1) 樹木は地上1.2メートルの高さで幹の周囲が1.0メートル以上のもの
- (2) 樹林は面積200平方メートル以上のもの
- (3) 生け垣は長さ20メートル以上のもの

▶ 屋上等緑化の助成

建物の所有者が屋上3平方メートル以上、壁面10平方メートル以上の面積を新たに緑化する際に、費用の一部を助成します。

対象建築物は以下のとおりです。

- (1) 敷地面積250平方メートル未満の新築および既存の建築物上の緑化を行う場合
- (2) 敷地面積250平方メートル以上で竣工後5年以上の既存建築物

環境保全

▶ 環境関係法令等による申請・届け出

環境課環境指導アセスメント係
☎3578-2490～2492

▶ 認可申請 一定規模以上の原動機の使用や定められた作業を常時行うための工場を設置するとき、または既

に認可されている工場が設備等の変更を行うときには、事前に認可申請をする必要があります。

▶ 届け出 事前の届け出が必要です。

- (1) 駐車場、ガソリンスタンド、洗濯施設等を有する事業場やボイラー等を設置、または変更するとき
- (2) 一定規模以上の送風機や印刷機械等、騒音、振動を発生しやすい施設を設置、または変更するとき
- (3) ブレーカーやくい打機等を使用する建設・解体作業を行うとき
- (4) 建築物の解体工事を行うとき
- (5) 石綿(アスベスト)を含む建物の改修工事を行うとき

▶ 光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報が発令されたときは、防災行政無線等によりお知らせします。また、次のことにご注意ください。

- (1) なるべく屋外に出ないでください。
- (2) 車の使用は控えてください。
- (3) 目がチカチカしたり、のどが痛くなったら、すぐに洗眼やうがいをしてください。その後、症状等を下記に連絡してください。

【平日】みなと保健所保健予防課保健予防係

☎6400-0080/ FAX3455-4460

【土曜・休日・夜間】東京都保健医療情報センター

☎5272-0303

光化学スモッグの情報は、東京都のテレホンサービスやホームページでも確認できます。

大気汚染情報テレホンサービス

☎5640-6880

光化学スモッグ情報ホームページ

<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/>



▶ 環境保全に関する資料の閲覧

エコプラザ ☎5404-7764

「施設・ダイヤルガイド」(P.150)を参照

▶ 公害の苦情・相談

各総合支所協働推進課協働推進係 ☎P.24・25参照

騒音、振動、悪臭等の相談に応じています。

地球温暖化対策助成制度

環境課地球環境係……………☎3578-2496～8
FAX3578-2489

温室効果ガス排出量削減のため、太陽光発電システム、高断熱サッシ、事業所用高効率空調機器等の設置および高反射率塗料等の材料費について、区民、区内集合住宅の管理組合、事業者等の皆さんに対し、その経費の一部を助成します。

なお、助成金の申請は、必ず設置工事前に行ってください。詳しくは、環境課地球環境係までお問い合わせください。

※助成金の申請書は、環境課地球環境係で配布する他、港区ホームページ上でダウンロードもできます。

